・何のために事例検討会をするの? ・事例検討会の進め方がわからない…

令和 4年4月20日

福祉の相談支援を担当しているみなさま

宮城県社会福祉士会 地域包括支援委員会 委員長 小 湊 純 一。

#### 本人の権利から考える「本人主体の事例勉強会」のご案内

私たちがよく耳にし、参加することのある「事例検討会」ですが、内容は「本人に問題があることに対応した支援者主体の事例検討会」になりがちです。

「困った本人」でなく、「困っている本人」というように本人主体としてとらえ、福祉制度の理念、福祉サービスを利用する本人の権利(あたりまえ)、に配慮した「本人主体の事例勉強会」とはどういうものなのかを共に学びます。

また、本人主体の事例勉強会のあり方、方法についても学び、専門職としてのスキルアップにつながることを目的として開催いたします。

- 1.日時 令和4年6月~2月の偶数月18時30分~20時30分 (第3木曜日:6月16日、8月18日、10月20日、12月15日、2月16日)
- 2. 場所 リモート (ZOOM)
- 3. 主催 宫城県社会福祉士会 地域包括支援委員会
- 4. 内容 ① 福祉の総合相談対応における「本人主体の事例勉強会」
  - ②「本人主体の事例勉強会」の方法を学ぶ
- 6.対象者 福祉・医療などの福祉の相談支援に携わる人(地域包括、福祉行政、ケアマネ、相談支援専門員、MSW、施設・事業所の相談員など) ※5回すべて参加できること。
- 7. 参加費 無料(資料はメールで送ります。各自印刷して準備ください。)
- 8. 申込方法 ① 別紙申込用紙を使って FAX
  - ② リンク「本人の権利から考える事例勉強会」申し込み (google.com)

QRコードから 申込フォーム

※<u>5月31日までに申し込みください。</u>

#### (問合せ)

一般社団法人 宮城県社会福祉士会 事務局(担当:及川由佳)

TEL 022-233-0296 FAX 022-393-6296 Email: mail@macsw.jp URL: www.macsw.jp

#### (言葉の定義)

本人 → 利用者、対象者、相談者 本人主体 → 本人が権利の主体であること

支援者主体 → 本人主体でなく、支援者が権利の主体である状態

#### 本人の権利から考える「本人主体の事例勉強会」の概要

#### 1 ケース会議

- (1) 本人のこと、本人が困難なこと(利用者本人の参加が必須)
- (2) 支援のこと、支援者が困難なこと(支援者本人の参加が必須)
- 2 事例勉強会
- (1) 事例から専門性を学ぶ
  - ① 高齢
  - 2 障害
  - ③ 権利
  - ④ 法律・制度・運営基準等
- (2) 事例から関係性を学ぶ
  - ① 関係性の基本
  - ② 本人との関係性
  - ③ 家族等との関係性
  - ④ 支援者、事業者、行政等との関係性
- (3) 事例から関係性の障害を学ぶ
  - ① 依存
  - ② 自閉
  - ③ ハラスメント

# F A X 022-393-6296

Eメール: mail@macsw.jp

### 宮城県社会福祉士会 地域包括支援委員会

## 本人の権利から考える「本人主体の事例勉強会」

参加申込書 (締切:5月31日)

| フリガナ       |      |        |
|------------|------|--------|
| 氏 名        |      |        |
| 連絡先        | TEL  |        |
|            | FAX  |        |
|            | Eメール |        |
| 勤務先名称      |      |        |
| 社会福祉士会会員の別 |      | 会員 非会員 |
| 備考         |      |        |
|            |      |        |

※5回すべての講習に参加すること。

F A X 022-393-6296